

## 障害者虐待事案への対応要領の制定について

平成26年3月12日  
例規（子女）第7号  
警察本部長

各部長・参事官・所属長

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成26年3月12日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

### 障害者虐待事案への対応要領

#### 第1 趣旨

この要領は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「法」という。）に基づく、障害者虐待事案への対応等に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 定義

この要領において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

#### 第3 認知時における対応

##### 1 市町村等への通報

###### （1）通報対象事案

署長は、警察相談、障害者を被害者とする事案等の捜査、検挙、保護の取扱い、配偶者からの暴力事案への対応等あらゆる警察活動を通じ、次に掲げる事案を認知したときは、速やかに市町村又は障害者虐待防止センター（以下「市町村等」という。）に通報しなければならない。

ア 養護者による障害者虐待事案

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待事案

ウ 使用者による障害者虐待事案

エ 障害者虐待事案であるか否かが判明できない次に掲げる事案

（ア）被害者が障害者に該当するか判断ができない事案

（イ）虐待行為があったことの明確な裏付けができない事案

（ウ）加害者が養護者、障害者福祉施設従事者等又は使用者に該当するか判明しない事案

（エ）障害に起因する被害妄想が疑われる事案

（オ）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1号に規定する暴力事案

###### （2）通報要領

署長は、前（1）の規定による通報について、生活安全課（刑事生活安全課を含む。以下同じ。）に情報を集約し、原則として障害者虐待事案通報票（別記第1号

様式。以下「通報票」という。)により行うものとする。ただし、緊急の場合には、電話により行い、後日、通報票を送付すること。また、被害者が住居地から避難をしている場合においては関係する市町村等への通報も併せて実施すること。

### (3) 通報後の措置状況の把握

署長は、前記(1)の規定による通報を行った際は、市町村等における措置結果について連絡するよう依頼し、通報後1か月を経過しても市町村等から措置結果の連絡がないときには、市町村等に対して状況を確認すること。

市町村等からの措置結果の連絡がなされた場合には、その内容を障害者虐待事案措置結果報告書(別記第2号様式。以下「結果報告書」という。)に記載すること。

## 2 通報以外の措置

署長は、障害者虐待事案について、前記1(1)の規定による通報を行うほか、生活安全部子ども女性安全対策課長(以下「子ども女性安全対策課長」という。)宛てに通報票の写しを送付するとともに、事案が法令に抵触する場合は、事件主管課と連携して、可能な限り速やかに暴行、傷害、保護責任者遺棄、殺人未遂等あらゆる罪名を適用し、関係者の事情聴取、取調べ、対象家屋の捜索、被疑者の逮捕等の必要な捜査を積極的に行い、捜査を契機として、事態が深刻化する前に障害者を救出保護すること。また、法令に抵触しない場合であっても、事案に応じて加害者へ指導・警告するなど、警察として必要な措置を講ずること。

## 第4 署長に対する援助依頼への対応

### 1 基本的心構え

法において警察が市町村長へ援助を行うこととされているのは、障害者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときであるので、援助の依頼があったときには、市町村等が講じた措置等の状況を確認の上、援助を行うか否かを判断することとし、援助を行わないものとした場合には、その理由や経緯等を記録しておくこと。

### 2 援助依頼書の受理

署長は、市町村長から援助の依頼があったときは、障害者虐待事案に係る援助依頼書(別記第3号様式。以下「援助依頼書」という。)の提出を求めること。ただし、依頼に係る事案の状況から判断し、緊急やむを得ないと認めるときは、口頭により依頼を受け、事後、援助依頼書の提出を求めるものとする。

### 3 事前協議の実施

署長は、前2の規定により書面の提出を受けたとき、又は口頭により依頼を受けたときは、市町村等に対し市町村の措置状況等を確認するとともに、子ども女性安全対策課長宛てに援助依頼書の写しを速やかに送付し、援助の必要性を判断すること。

その結果、援助が必要であると認めた場合には、援助を実施する前に、生活安全課を窓口として市町村等と協議を行い、対応の方法、役割分担等について検討すること。

### 4 援助の実施

署長は、援助の実施に当たり、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより適正な措置を執るものとする。この場合において、援助のために実施する措置の内容に応じ、生活安全課、警務課、地域課(地域交通課

を含む。)、刑事課その他の関係する課(以下「関係課」という。)の警察官に措置を執らせるものとする。

## 第5 対応の記録等

署長は、障害者虐待事案を取り扱った場合は、その経過を結果報告書に記載の上、障害者虐待事案措置結果一覧表(別記第4号様式)に登載するとともに、結果報告書を子ども女性安全対策課長宛てに送付し、通報票の写し及び援助依頼書については、結果報告書の写しとともに生活安全課において保管、管理すること。

なお、障害者虐待事案の対応に当たり、疑義が生じた場合には、その都度、子ども女性安全対策課長に口頭により速報し、助言を求めること。

## 第6 その他

### 1 関係課の連携

署長は、障害者虐待事案の対応に当たっては、関係課の連携を密にし、組織的対応が図られるよう留意しなければならない。

### 2 関係機関等との連携

署長は、市町村、民生委員等関係機関、団体等との連携を強化し、虐待防止ネットワークへ積極的に参加し、障害者の立場に立った的確な措置が講じられるよう努めるものとする。特に、緊急時における市町村等への通報や保護施設への収容が必要とされる事案も想定されることから、夜間、休日その他緊急時における連絡体制の確立を図ること。

以下様式省略